6　令和三年国公法等改正法附則第十一条第六項に規定する政令で定める者は、当該特別新設官職等が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該特別新設官職等に係る新自衛隊法定年に達している者とする。

7　令和三年国公法等改正法附則第十一条第六項に規定する政令で定める隊員は、当該特別新設官職等が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該特別新設官職等に係る新自衛隊法定年に達している隊員とする。

（令和三年国公法等改正法附則第四条第一項等の規定により採用された者の防衛大臣への事後の再就職の届出に関する特例）

第六条　管理職隊員であった者（自衛隊法第六十五条の十一第三項に規定する管理職隊員であった者をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）が、令和三年国公法等改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定により一般職に属する職員（国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員をいう。次条第二項において同じ。）として採用された場合又は令和三年国公法等改正法附則第九条第一項若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定により隊員として採用された場合においては、当該管理職隊員であった者に対する新令第八十七条の三十第二号の規定の適用については、同号中「第四十一条の二第一項若しくは」とあるのは「第四十一条の二第一項若しくは国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。以下この号において「令和三年国家公務員法等改正法」という。）附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項若しくは法」と、「第六十条の二第一項」とあるのは「第六十条の二第一項若しくは令和三年国家公務員法等改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。

（この政令による自衛隊法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この政令の施行の日の前日までの間に、旧自衛隊法第四十一条第一項に規定する期間を勤務していない者の採用に付された条件については、なお従前の例による。

2　この政令の施行前に、管理職隊員であった者が、旧自衛隊法第四十四条の四第一項若しくは第四十四条の五第一項の規定により隊員として採用された場合又は令和三年国公法等改正法第一条の規定による改正前の国家公務員法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定により一般職に属する職員として採用された場合における防衛大臣への事後の再就職の届出については、なお従前の例による。

防衛大臣　浜田　靖一
内閣総理大臣　岸田　文雄

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年二月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十六号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第十二条第八項及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の二十五の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　法第五条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）　法第八条

第八条の二第二項中「（再任用短時間勤務職員」を「（定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第八条の三第二項、第十条第三項及び第十条の二第二項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第十一条の二第二項第一号中「一万二千円」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、一万千円）」を加え、同項第二号中「一万円」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、九千円）」を加え、同項第三号中「八千五百円」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、七千五百円）」を加え、同項第四号中「七千円」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、六千円）」を加え、同項第五号中「六千円」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、五千円）」を加え、同条第三項第一号中「六千円」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、五千五百円）」を加え、同項第二号中「五千円」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、四千五百円）」を加え、同項第三号中「四千三百円」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、三千八百円）」を加え、同項第四号中「三千五百円」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、三千円）」を加え、同項第五号中「三千円」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、二千五百円）」を加える。

第二十条に次の一項を加える。

2　法第二十七条の二第二号ハに規定する政令で定める者は、任命権者又はその委任を受けた者がその任命を行うに際し内閣の承認を得た職を職員の配置等の事務の都合により退職した者とする。

第二十四条第四号中「である者」を「以上の階級である者（法第六条第二項に規定する自衛官を除く。）」に改め、同条第五号中「百分の九十五」の下に「（その者が退職の日の前日において法第六条第二項に規定する自衛官に該当するときは、百分の百）」を加える。

附則第四項中「附則第五項」を「附則第四項」に改める。

附則に次の十六項を加える。

8　法附則第五項第一号に規定する政令で定める事務官等は、次に掲げる者（防衛大臣の定める者を除く。）とする。

一　守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する者

二　用務員、労務作業員等の庁務又は労務に従事する者

9　法附則第五項第二号に規定する政令で定める事務官等は防衛事務次官、防衛審議官、防衛監察監、防衛装備庁長官及び防衛技監とし、同号に規定する政令で定める年齢はそれぞれ六十二歳とする。

10　国家公務員の育児休業等に関する法律附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する法附則第五項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員について、同項の規定により計算した額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

11　法附則第五項の規定の適用を受ける事務官等に対する第八条の三第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）」とする。